

更別村老人クラブ連合会会則

第1条 本会は、更別村老人クラブ連合会という。

第2条 本会の事務所は更別村社会福祉協議会内に置く。

第3条 本会は、会員の福祉の増進と相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会の会員は、村内に居住する者で各老人クラブの会員とする。

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- 1 各老人クラブの相互親睦を図ること。
- 2 友誼諸団体と連絡提携。
- 3 老人福祉の増進を図ること。
- 4 環境美化の協力を行うこと。
- 5 各種研修会の開催。
- 6 その他目的達成に必要な事項。

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|-----|
| 1 会 長 | 1名 |
| 2 副会長 | 4名 |
| 3 理 事 | 11名 |
| 4 監 事 | 2名 |

第7条 会長は、本会を代表し会務を処理する。

- 1 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が順次その職務を代理する。
- 2 理事は、理事会を組織し、会の運営に当たる。
- 3 監事は、会務を監査する。

第8条 役員を選出は、次によるものとする。

- 1 会長1名は、役員において更別、上更別、更生、更南、勢雄老人クラブ会長の5名の中から選出し、残る4名を副会長とする。
- 2 理事は、各老人クラブの副会長および若干名を充てる。
- 3 監事は、理事会で推薦する。

第9条 役員の任期は2年とし、補欠になったものは、前任者の残任期間とする。

第10条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第11条 本会の経費は、会費および補助金並びに寄付金を以って充てる。

付 則 この会則は、昭和46年 4月 1日から実施する。

付 則 この会則は、昭和49年 8月21日から実施する。

付 則 この会則は、昭和57年 4月 6日から実施する。

付 則 この会則は、昭和61年 4月 1日から実施する。

付 則 この会則は、平成 9年 9月 9日から実施する。

付 則 この会則は、平成10年 4月23日から実施する。

付 則 この会則は、平成11年 4月26日から実施する。

付 則 この会則は、平成12年 4月20日から実施する。

付 則 この会則は、平成14年 4月15日から実施する。

付 則 この会則は、平成16年 6月 1日から実施する。

付 則 この会則は、平成21年 4月 1日から実施する。